

■ 「共通目的事業の選定及び共通目的事業基金の管理等に関する規程」による確認事項

No.	参照規程	基準等		チェック欄	備考
1	第3条1項	①	(1) 著作権及び著作隣接権の保護に関する事業である	いずれか又は両方に○	
		②	(2) 著作物の創作の振興及び普及に資する事業である	いずれか又は両方に○	
2	第4条1項	事業の企画及び実施の主体は、原資等を有し、高度又は専門的な企画及び実施を可能とする者である			
3	第11条(1)	①	権利者全体の利益に資する事業である	①、②、③のいずれかに○	
		②	一部の権利者に関係する分野における事業の場合は、当該事業の効果が著作権及び著作隣接権の保護思想を拡大し、又は著作物の創作の振興及び普及の思想を拡大する効果を有する事業であることにつき、具体的に事業計画に記載がある		
		③	一部の権利者に関係する分野における事業の場合は、関連する他の個別事業との関係において総合的に権利者全体の利益に資する事業となることにつき、具体的に事業計画に記載がある		
4	第11条	(2)	申請書類に、公益性の視点から社会的承認が得られるよう十分な配慮がなされている点について具体的な記載がある		
5		(3)	申請書類に、事業の目的を示し、その必要性について具体的な記載がある		
6		(4)	事業に主たる目的とその必要性が示されている場合はこれと異なる副次的目的及び必要性があることを妨げないが、申請においてこの副次的目的及び必要性に関し、個別事業としての決定の妨げにならないものであることが明らかな検証可能である		
7		(5)	事業の成果が検証可能である		
8		(6)	具体的な事業の進行に沿って必要とされる費用を示し、申請時において基金の支出が最小化されていることが検証できる		